

吹田市指定給水装置工事事業者の指定の更新申請について

【提出書類】（新規指定の申請時と同じです。）

申請時に提出いただく書類	法人 の場合	個人 の場合	チェック 欄
① 指定給水装置工事事業者指定申請書 （様式第1）	○	○	
② 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式第3）	○	○	
③ 機械器具調書 （別表）	○	○	
④ 誓約書 （様式第2）	○	○	
⑤ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	
⑥ 「履歴事項全部証明書」（登記事項証明書） *発行日から3か月以内のもの	○	—	
⑦ 「定款」の写し *余白に原本証明と代表者氏名 （自筆以外は押印も）をお願いします。	○	—	
⑧ 「住民票の写し」 *発行日から3か月以内のもの	—	○	
⑨ 「給水装置工事主任技術者免状」の写し、又は「給 水装置工事主任技術者証（カード）」の写し	○	○	

※①から⑤の様式及び記入例は吹田市ホームページの「指定給水装置工事事業者の指定の申請等に必要な書類」からプリントアウト出来ます。

※提出の際、書類漏れなどがないようチェック欄をご利用ください。

※申請受付日から概ね2週間後に指定の更新手数料（6,000円）の納入通知書を送付しますので、吹田市水道部収納取扱金融機関の本支店窓口にてお支払いください。金融機関名などの詳細は納入通知書送付時にお知らせします。

【参考】指定の更新の流れ

